

狂犬病予防注射を実施します！

令和7年度狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、犬の所有者は必ず注射されますようご案内いたします。

該当戸数が少ない地区につきましては、裏面掲載のとおり戸別訪問による注射を実施しますので希望される場合は、事前に役場までご連絡願います。



また、村内で犬を所有している方は、狂犬病予防法の規定により占冠村において犬の登録を申請しなければなりませんので、もし未登録の犬を所有されている場合は、事前に役場にお越し頂くか、当日集合注射の場所にお越しいただき、必ず登録・注射をされますようお願いいたします。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 実施日 | <u>令和7年5月8日(木)</u>
(可能な限り村内での実施をお願いいたします。) |
| 2 時間及び場所 | 裏面日程表のとおり |
| 3 対象となる犬 | 生後91日以上犬 |
| 4 手数料 | 登録済みの犬～予防注射代 3,240円×頭数
※注射時に新たに犬の登録を行おうとする犬は、予防注射代に加え、登録手数料3,000円×頭数が掛かります。
<u>(つり銭のないよう準備をお願いいたします)</u> |
| 5 注射実施医師 | 小川 理知 獣医師(ふらの動物病院) |
| 6 連絡問合せ | 占冠村役場 建設課環境衛生担当(Tel56-2173) |

狂犬病予防法(抜粋)

(登録)

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りではない。

2 略

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により登録を受けた犬の所有者は、犬が死亡したとき又は犬の所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更した時は、30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地(犬の所在地変更した時にあっては、その犬の新所在地)を管轄する市町村長に届け出なければならない。

5 略

6 略

(予防注射)

第5条 犬の所有者は、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

2 略

3 犬の所有者は、注射済票をその犬に着けておかなければならない。

第27条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して犬の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかった者
- (2) 第5条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を付けなかった者

裏面へ続く

獣医師の都合上、昨年度の行程と大きく変更しておりますので、各地区の
 該当者の皆様はご確認いただきますようお願いいたします。

狂犬病予防注射日程表

実施月日	時 間	対象地区	場所
5月8日(木)	午前9時00分 ～9時15分	上 ト マ ム	トマムコミュニティセンター前
	9時30分	中 ト マ ム	戸別訪問にて注射実施
	9時40分	下 ト マ ム	戸別訪問にて注射実施
	10時15分	旧占冠第二	戸別訪問にて注射実施
	10時25分	占冠市街	旧 住 民 セ ン タ ー 前
	10時35分	占冠第一	戸別訪問にて注射実施
	10時50分	美園・高台	戸別訪問にて注射実施
	11時15分	中央第二	戸別訪問にて注射実施
	11時35分 ～12時00分	千歳・本通・ 宮下	総 合 セ ン タ ー 前
	午後 1時10分 ～1時55分	双 珠 別	戸別訪問にて注射実施
	2時20分	ニ ニ ウ	戸別訪問にて注射実施

- ・所有者は、上記いずれかの場所で受けてください。
- ・時間は目安であり、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

※以下に該当する場合は、必ず役場まで事前に連絡してください。

- (1) 登録した犬が既に死亡している場合、第三者に譲渡されている場合など（役場への届出が必要です）
- (2) 戸別訪問の対象地区にお住まいの方で、登録されていない犬の注射を希望する方（この場合は、同時に犬の登録をさせていただきます）
- (3) 戸別訪問の対象地区以外（宮下、本通、千歳、上トマム）にお住まいの方で、やむを得ない事情により訪問注射を希望される方

＜ご連絡・お問合せ＞

占冠村役場 建設課 環境衛生担当

電話0167-56-2173